

自由聯合會側 江西一三 小林 良 作  
事業主側ヨリ

工場 主 渡辺 専二

出席交渉ヲ重ネ労働者側ヨリ煤穢ヲ要求シ煤穢不能ナル場合ハ  
解雇手當(額ヲ示サズ)ヲ支給セラレタレト要求シタルニ、工場主ハ全  
員ノ煤穢ハ到底容認シ得サル云々ニ、三名ノ煤穢ハ之ヲ認め、解雇者  
ニ対シテハ金老封(内容ヲ明示セズ)ヲ支給スベレト述ベタル云々、受け  
戻シ見ルニ至ラズ十五日函會見ヲ約シテ散會セルカ、進ク解決ノ見  
込ナリ

右及申(通)報候也

5.1 28  
5.1 28

昭和五年一月十六日

昭和五年一月十六日

警視總監 山 鶴 吉

内務大臣 安達 謙藏 殿  
社 會 局 長 官 殿  
大 阪 府 知 事 殿

渡辺 建具 金角 刺不 作 野 務 傷 亡 議 三 箇 之 件 (兼ニ報 解決)

本日午後日本郵政便郵便局に於テ終リ資令見結果十四日解雇し解雇

要司 午後四時三十分日給ハ二十日分日金五圓ニ対シ全一廿(十日)ハ日給スル

シテハ、日給給付ハ、日給給付ニシテハ、